

令和8年度（2026年度）訪問看護サービス提供体制強化事業補助金交付要領

（趣旨）

第1条 知事は、医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切な質の高い訪問看護を利用できる体制整備を県内全域で図ることを目的として、訪問看護師（保健師、助産師、看護師、准看護師）を新たに採用し人材育成に取り組む小規模の訪問看護ステーションに対し、現在の設置状況等を勘案し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助対象事業及び補助対象経費等）

第2条 補助対象は、次の要件を全て満たす訪問看護ステーションとする。

- (1) 令和8年度（2026年度）に訪問看護師を新たに採用し、当該訪問看護師に訪問看護の技術等に関する研修（実際に自宅等で看護ケアを行う際に必要となる看護技術の向上に係る項目を含むもの）を計画的に受講させ定着を図っていること。
- (2) 令和8年（2026年）4月1日現在（4月1日以降に指定された事業所においては、指定日現在）の訪問看護師が、常勤換算数4人未満であること。

2 補助対象となる経費等は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第3条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、要領別記第1号様式とする。

2 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、要領別記第2号様式とする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 新たに採用した訪問看護師が受講する研修の概要が分かる書類（研修通知、案内等）
- (2) 新たに採用した訪問看護師が使用するICT機器（パソコン、タブレット等）を購入する場合、その概要が分かる書類（カタログ、見積書の写し等）
- (3) その他参考となる書類

4 規則第3条の申請書及びその添付書類は、別に定める日までに提出するものとする。

（交付の条件）

第4条 補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間（第5号で規定する財産処分の制限期間がある場合にあっては当該期間と同一期間）保管してお

かなければならない。

- (5) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに、また、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。
- (6) 当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
- (7) 事業者が第1号から前号までにより付した条件に違反した場合には、当該補助金の金額又は一部を県に納付させることがある。

（補助事業等の内容等の変更）

- 第5条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、要領別記第1号様式を準用する。
- 2 規則第7条第1項の変更申請書には、事業変更計画書のほか、次の書類を添付する。
- (1) 変更後の収支予算書（要領別記第2号様式を準用）
 - (2) その他参考となる書類

（申請の取下げ）

- 第6条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

（状況報告）

- 第7条 要項第8条に規定する状況報告は、要領別記第3号様式により行うものとし、知事が必要に応じて求めることとする。

（実績報告）

- 第8条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、要領別記第4号様式によるものとする。
- 2 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、要領別記第5号様式とする。
- 3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。
- (1) 新たに採用した訪問看護師に係る雇用証明書及び人件費が確認できる書類
 - (2) 研修を受講したことが確認できる書類（研修受講証明書の写し等）
 - (3) 領収書等の支出が確認できる書類
 - (4) ICT機器を購入した場合、当該機器の写真
 - (5) その他知事が必要とする書類
- 4 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

附 則

この要領は、令和8年（2026年）7月13日から施行し、令和8年（2026年）4月1日から適用する。

別表

補助対象経費等（第2条関係）

区分	補助対象経費	補助金額	補助率	補助対象期間
人材確保 ・育成費	新たに採用した訪問看護師の、研修受講開始月から最大6か月間の人件費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金）	上限960千円 （1月当たり160千円を上限とし、補助対象経費の実支出額と比較して少ない方の額を交付額とする）	10/10	令和8年度 （2026年度） 中に要した経費
	新たに採用した訪問看護師の、外部団体主催の研修受講に要する旅費及び参加費	上限15千円		
ICT 機器 整備費	新たに採用した訪問看護師が使用するICT機器（パソコン、タブレット等）の購入に要する経費	上限80千円 （小数点以下は切り捨てる）	1/2 以内	